

平成30年度 公立学校事務職員協会秋季研究会

熊本県教育委員会講話 「学校における会計事務の適正処理等について」

1 はじめに

- ・ まず、県公立学校事務職員協会の秋季研究会の開催を御喜びする。また、このような機会をいただき感謝。
- ・ 熊本地震の発生から2年半が過ぎたが、心のケアが必要な児童生徒の数はまだまだ減らない状況が続いている。私たちも学校現場の復旧・復興に向け、県を挙げて取り組んでいるが、各学校、事務職員の皆様におかれても、学校運営をしっかりと支えていただき、重ねて感謝申し上げます。
- ・ 最初に、簡単に自己紹介させていただく。
- ・ 昭和63年度に県教育庁に採用され、入庁30年目。学校人事課は13か所目の職場で、教育委員会は通算16年目。
- ・ 新採の時は、教育事務所で給与・各種手当・旅費等を担当し、2か所目以降は本庁で補助金、奨学金、予算、人事等を一通り経験した後、知事部局に出向。
- ・ 知事部局では、情報公開や個人情報保護の仕事を皮切りに、人事、農業政策、NPO法人や私立学校の認可や指導、高齢者福祉と多様な業務を経験。
- ・ 平成28年度に16年ぶりに教育庁に戻り、高校教育課で2年、そして今年度から学校人事課に配属され、現在、総務、給与、学校事務支援の3係・班を担当。
- ・ 事務職員の皆様には、日頃から給与、旅費、各種手当や就学支援金等の業務で大変お世話になっている。
- ・ 平成25年度以降に採用された教育行政・教育事務職の皆さんは、ジョブローテーションで県立学校、市町村立学校、教育委員会事務局をまんべんなく経験していただくことにしており、異動のたびにまた一から新しい仕事を覚えなくてはならなくて大変だと負担に感じている方もいると思うが、私たち一般行政職は、私の経歴を聞かれてもうお分かりだと思うが、私のように50代になっても、未だに異動するたびに新しい分野に配属され、0から仕事を覚えなければならない。私たちからするとジョブローテは至極当たり前の事である。ただ、内容は変わっても仕事のやり方は経験と共に身についてくる。初めの数か月こそ大変だが、次第に慣れるのは早くなってくると思う。

2 教育行政（教育事務）職に係る人事人材育成基本方針について

本日のテーマは「学校における会計事務の適正処理等について」であるが、その前に昨年11月に策定いたしました教育行政（教育事務）職に係る人事・人材育成基本方針に若干触れさせていただく。

（1）策定の背景

本県では、平成25年度から従来の「学校事務職」の採用区分（職種）を、「教育行政・教育事務職」に改め、学校事務に限らず、教育全般に係る様々な課題に対応できる人材を確保することとしている。

また、国では、平成29年4月の学校教育法改正により、事務職員の職務規定が「事務に従事する」から「事務をつかさどる」に見直され、「チーム学校」の一員として主体的な学校運営への参画が期待されているところ。

これらを踏まえ、昨年11月に事務職員の意識改革を促すとともに、教育庁全体として人材育成に取り組んでいくための基本方針を策定し、周知を図ったところ。

（2）基本方針の概要

- ・ まず、「Ⅰ 本県事務職員の現状と課題」であるが、教育課題の複雑化・多様化、大量退職・大量採用時代の到来、業務の定型化、人事異動の硬直化等の現状に対して、チーム学校への積極的対応、事務職員の資質・能力の向上のための計画的な人材育成の必要性、学校経営参画につながる職務の拡大、人事交流の活性化等の課題がある。
- ・ こうした状況を踏まえ、本県の求める事務職員像として、Ⅱの図の真ん中の台形のとおり、「自ら考えてチャレンジし、積極的に協働しながら、高い意識を持って実践する職員」を掲げている。
- ・ その実現のための「Ⅲ 具体的な取組み」として、採用から退職までの各段階に応じた取組みを示している。
- ・ 従来は、学校事務職として採用されると、採用時に県立学校か義務制への配属を決定し、採用後は基本的には採用時の校種で定年まで勤務していた。
- ・ 県立と義務制、学校現場と教育庁との交流も行ってはいたが、ごく一部の限られた数。
- ・ 「②育成期間」では、採用から概ね10年間を想定し、小・中・高・特別支援学校や県教育庁（教育委員会事務局）の本庁各課又は出先機関といった多様な職場を幅広く経験していただくジョブローテーションと、それを支える実効性のある研修実施を推進していくこととしている。

(3) まとめ

- ・ **教育行政（教育事務）職員の学校事務職員に占める割合は今や約25%。**2割の意識が変わると、組織全体の意識に影響を及ぼすとされている。そういった意味で、教育行政職として採用された若手職員の人材育成は非常に重要。
- ・ ジョブローテーションによって、校種や職域が変わることになるので、慣れるまでは新採と同じで本人もやり方の違いに戸惑いを覚えるだろうし、周囲の方も御苦労があると思うが、今はまだ制度の過渡期であり、やがて教育行政職が半数を占める頃には、このような異動が当たり前になる。
- ・ 本人の努力はもちろん必要だが、事務職員協会の皆様、そして先輩事務職員の皆様には、今の若手職員の皆さんが将来、中心となって教育行政を引っ張っていけるよう成長していくためにも、教育行政職を事務職員全体で支え、育てていくという意識で、自分の経験を活かし、暖かく、時には厳しく御指導、御助言をしていただくと共に、学校内だけでなく、地域で、あるいは県内全域で、校種を越えて、若手事務職員への指導助言、育成に積極的に取り組んでいただき、事務職員全体の資質能力の向上に努めていただくようお願いする。
- ・ 学校人事課としても、平成29年度から**学校事務支援班**という専門の組織を作り、学校現場の事務職員の資質向上のため、経験者研修、学校訪問、出前講座等の各種研修を実施しているところ。
- ・ また、今年度から**学校事務支援班**にヘルプデスクを設けている。専用回線ではないが、支援班のダイヤルインにお電話いただければ、学校事務に係るお悩み事への対応はもちろん、他課の業務に関してもしかるべき担当課におつなぎするので、是非気軽にご利用いただきたい。
- ・ 教員の多忙化、働き方が大きな社会問題となっている中、学校運営に主体的に参画する事務職員を育成することは、事務職員の意識改革にとどまらず、ひいては学校の働き方改革、教員の子供に向き合う時間の創出等、学校の活性化にも資するものと考えている。
- ・ 教育行政・教育事務職の人事・人材育成について、引き続き御理解と御協力をよろしく願います。

3 会計事務の適正な取扱いについて

- ・ 次に、学校徴収金等、学校現場における会計処理の適正化についてお話をさせていただきます。
- ・ お手元の資料の1ページに図で示しているとおり、学校が関係する経理には大きく3種類ある。
- ・ 1つ目は県費・市町村費等の公費、2つ目は学校徴収金、3つ目はPTA、部活動等の団体会計。

(1) 県費について

- ・ 県費についても、定期監査等で相変わらず多くの指摘事項や注意事項等がある。
- ・ (平成29年度の定期監査においては、交通事故、学校徴収金・公印承認等、収入、支出、財産関係において、指摘事項、注意事項及び留意事項の合計145件の課題が見つかったところ。目立つ内容としては、支出関係57件のうち、特殊勤務手当の支給漏れが16校、また、障がい者雇用促進企業等からの追加見積不足が22校(注意事項)という結果。
- ・ また、依然として会計課・出納課への経理に関する始末書・顛末書が見受けられる。
- ・ 今回、指導があった学校におかれては、組織的なチェックを徹底するなどしっかりと改善措置を講じていただくと共に、事務室だけでなく、全教職員の認識を高めるよう、事務長を中心に学校全体での意識啓発の取組みをお願い。
- ・ 学校人事課においても、引き続き内容を分析し、支援班だよりや研修を通じて学校にフィードバックしていきたい。

(2) 学校徴収金について

ア 経緯

- ・ 平成30年2月に、**学校徴収金取扱要項の改正**を行い、透明性の確保や職員の役割の明確化等を行ったところ。

事務長は、出納責任者として、適正な会計処理が行われるよう、教職員を指導・監督する役割。

また、**事務職員は、従来、学校徴収金に携わることはなかったが、今回の改正で、出納責任者補佐として、助言・指導を行っていただくこととした。**

それぞれの役割を果たし、協力して決して担当者任せにならないよう、事務を進めていただきたい。

- ・ そのような中、残念ながら、学校徴収金やPTA会費等に関する不祥事が相次いで発生した。

学校徴収金は、保護者の信託の下、学校が処理しているもの。このような不祥事は、保護者の信頼を裏切り、学校への信頼を大きく揺るがしかねない大きな出来事。

立て続けにこのような不祥事が発生したことについて、教育委員会としては危機感を持って対応しなければならぬと考えている。

学校現場における適正な事務処理体制の確立に向けた対策を講じることは喫緊の課題であることから、具体的方策の検討を行うため、今年度に入り、**学校徴収金等推進委員会**を立ち上げ、全学校にアンケートを実施し、学校における課題と発生要因を分析した。

その結果、不正を誘発する主な要因として4つ挙げられる。

- ① 1点目は、**準公金という認識の低さ**からくるチェック体制の甘さ
 - ② 2点目は、関係書類、特に支払後の領収書等の**複数チェックができていないこと**
 - ③ 3点目は、**監査員の知識不足**
 - ④ 4点目は、**校長や事務長等、管理監督者による定期的チェックがないこと**
- ・ これらの要因を踏まえ、お手元の資料のような会計担当者向けのリーフレットを作成し、近いうちに各学校やPTAに配布する予定。

イ 「教職員の皆さまへ」「学校徴収金の取扱いについて」のイメージサンプル

- ・ 2月に要項を改正したが、現場の先生方はとても忙しく、じっくりと要項を見る余裕がない。そこで、先生方向けに内容を厳選して作成したリーフレットの案。
- ・ 2頁に、最低限これだけは理解していただきたいという項目を、**適正処理のための5か条**としてお示ししている。
- ・ すべて基本的な内容ばかりだが、現場の先生方は、こういったものがあると助かるのではないかと思っている。
- ・ 3頁。物品購入の基本的な流れを図で示している。
- ・ この中で、⑥支出伺い作成から⑧領収書渡しについては、非常に重要な箇所なので、更に4頁に詳細を記載。
- ・ 分かりやすいように、それぞれ違う役割を担っていただく人をA先生、B先生、C先生と表現。
- ・ A先生が必要な物品を買う際に、B先生とC先生がチェックをしたのち、A先生が銀行で払い出し、業者へ支払った後、再びB先生とC先生が領収書をチェックするという流れになっている。
- ・ この中で**一番のポイント**は、「重要！」と吹き出しで示しているとおり、支払前後の**複数チェック**。
- ・ あくまでこれは一例であり、各学校では、業務効率化のためにA先生以外の方が払出伝票を作成したり、事務室が先生方の代わりに金融機関に出かけたりしている学校もあるとお聞きしているが、どのようなやり方をするにせよ、支払前後に複数でチェックしていただく体制が重要なので、ここだけは守っていただくようくれぐれもお願い。ここを押さえておけば、不祥事はほぼ防げるのではないかと考えている。

ウ 「学校徴収金における監査チェックポイント」

- ・ 監査を実施される保護者の皆様には、監事をするのが初めてという方や会計に詳しくない方もいらっしゃると思う。また、限られた時間で、どこを確認すれば良いのかわからないという方や、先生方がきちんとされているだろうという気持ちでざっと済ませておられる方もいらっしゃるかもしれないので、3ページに監査のチェックポイント10か条を示している。
- ・ 第1、2条はチェック体制、第3条は通帳、帳簿、決算書の金額の確認、第4条は通帳の確認、第5、6条は支払を証明する領収書等の確認、第7条は証拠書類と通帳や帳簿の確認、第8条はあらかじめ聞いていた項目以外の支出の有無や納品検査、第9条は予定価格や見積合せについて、第10条は繰越や返金について。
- ・ 特に第7条については件数が多いところはかなり苦労されると思うが、この10か条を漏れなく確認いただければ、大概の不正は見抜けるのではないかと考えている。

エ 「PTA等団体会計における監査チェックポイント」

- ・ PTA等団体会計においても、監事される方は必ずしも会計に詳しい方ばかりとは限らないので、学校徴収金と同様、10か条のチェックポイントを作成している。

- ・ 学校徴収金のように納品検査や予定価格を超えての契約には触れていないが、学校徴収金同様、第8条に領収書と通帳、帳簿を突合して金額が確認できるかを示しているので、保護者への助言をよろしく願います。
- ・ 以上のリーフレット1種類、チェックポイント2種類を、校長会、事務長会に協力いただきながら作成した。
- ・ これらのリーフレット等は、印刷後、県立学校については職員分とチェックポイントについては保護者役員分もお送りし、学校から職員及び各PTAに配布していただくよう、また、義務制については、各学校のPTAに配布していただくよう、高P連、県P連に協力をお願いに伺っているところ。
- ・ 一連の不祥事で、学校現場における金銭の取扱いに対しては県民の皆様の厳しい視線が注がれている。再び保護者や県民の信用を取り戻すには相当の時間が必要。事務職員の皆様におかれては、学校徴収金やPTA会計等について、学校で唯一の財務会計の専門家として、その専門性を生かし、副校長・教頭とともに校長を補佐し、二度と不祥事が起こらないよう、また、不祥事を起こさせないよう、全教職員の学校徴収金等に対する意識を高めていただくと共に、しっかりと教員のサポートをお願いしたい。
- ・ 横領や不正まではいなくても、経理処理の誤りは決して他人事ではない。「自分の学校でも十分に起こり得ること」として真摯に受け止めていただき、チェック体制をより強固なものとするよう、皆様の御協力をお願い。

オ 「財務会計における事務長心得」

- ・ これは9月に各県立学校に送付させていただいたので、少なくとも事務長の皆さまは御覧いただいていると思う。
- ・ これを御覧になった事務長さん方はどのような感想をお持ちになったでしょうか。
- ・ 内容はごく当たり前のことばかり書いてある。今更こんな当たり前のことを自分たちに示すなど失礼だと思われたでしょうか。
- ・ それとも、不祥事が続いたから仕方ないと思われたでしょうか。
- ・ この中で、私が是非、管理監督職の皆さんにお願いしたいのは、1の担当者任せにしないということ。
- ・ 県庁も学校現場も非常に限られた人数で、たくさんの仕事を抱えている。
- ・ 1人が体調を崩してしまうと、周囲の職員でカバーするのにも限界があるので、そうなる前に何とかしないといけない。
- ・ 私も県庁で管理職の経験をしてきたが、管理職の仕事は基本的にはマネジメントと人材育成が中心。ただ、マネジメントの中には、業務の進行管理、誰か1人に業務量が偏った時のサポートや業務の再配分、そしてそれでも仕事が回っていかねれば自ら仕事を吸い上げて処理するなど色々な要素がある。事務長さん方自身も忙しいことは重々承知しているが、担当者が問題を1人で抱え込まないよう、日ごろから職員への目配りや声かけなど、風通しの良い職場づくり、良好な人間関係づくりに努めていただきたいと切に願う。

4 最後に

- ・ 先月の上旬、県立学校の全事務長の皆さんと面談をさせていただきました。
- ・ 管理職という立場で、どのように学校運営に関わっておられるか、また、学校徴収金の取扱いなどについてお話を伺ったところ。
- ・ 学校運営については、校長、教頭等の管理職と日常的に朝会で連携を図っておられたり、事務職員も積極的に学校行事や運営委員会に参加するように努めているといった前向きなお話を多くお聞きした。
- ・ また、学校徴収金についても、システムの導入による業務効率化や、事務長さんだけでなく事務職員にも積極的に関わってもらえるようになったというお話、教員の負担軽減のために事務室が銀行に払出しや支払いに行くようにしているという話などを伺い、学校での取組みを心強く感じた次第。
- ・ 学校徴収金に関しては、教員はお金のことは自分たちの仕事ではないという意識が根強い一方で、事務職員の皆さんも何でもかんでも事務室では処理しきれないという両方の御意見があることも承知している。
- ・ 私は、どっちの仕事ということではなく、教員と事務職員の皆さんが協力し、お互いに助け合っていくことで、今より少しでも良くなるように取り組んでいくことが大切だと思う。それがチーム学校であり、事務職員の学校運営への参画の大事な要素の一つではないか。
- ・ 学校事務職員として、給与や旅費・福利厚生等の事務を適正に行うことはもちろん、そこからもう一歩進んで、教員の負担軽減を通じて、教員が子供たちと向き合う時間を創出し、共に子どもたちの成長を支えていただきたい。
- ・ これからの「チーム学校」においては、皆さんの力が必要。
- ・ 熊本の教育の復興のため、ますます活躍の場を広げていただくことを期待している。